	Q	A
1		医療機関の所在地がある都道府県又は政令市から難病の指定医療機関として指定 を受けていれば、患者の受給者証に記載がなくても公費扱いで請求してくださ い。
2	患者がお持ちの「限度額適用認定証」と、受給者証 に記載されている「適用区分」が異なる場合、どうす ればよいか。	受給資格のある方の適用区分が変更となった場合、保険者から県への連絡に基づき、随時新しい受給者証を交付しています。 そのため、保険者から県に連絡がない場合や、変更が生じて短期間の場合は質問のような相違があると考えられます。 公費の請求を急がれる場合は、限度額適用認定証等で最新の適用区分をご確認いただき、請求してください。
3	特定医療費の公費対象となる介護の内容について教えてほしい。	以下の項目に関しては介護保険、医療保険どちらでも公費対象となります。 ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④介護療養施設サービス ⑤介護予防訪問看護 ⑥介護予防訪問リハビリテーション ⑦介護予防居宅療養管理指導 ⑧介護医療院サービス

4	医療機関名が変更になる場合の手続きについて。	 ・医療機関コードに変更がない場合の提出書類 難病指定医療機関変更届(様式5) ・医療機関コードに変更がある場合の提出書類 ①旧指定医療機関の難病指定医療機関廃止届(様式6) ②新指定医療機関の難病指定医療機関指定申請書(様式1) この場合、前の指定を取り消し、新たな名称で指定医療機関として指定される ことになるため、指定期間は新たに6年間となります。
5		介護老人保健施設は、保険医療機関である病院又は診療所に含まれないため、病 院又は診療所として指定医療機関の指定を受けることはできません。
6	鍼灸を行う鍼灸院や按摩・マッサージを行う施術院 は、指定医療機関の指定を受けることができるのか。	当該鍼灸院等は保険医療機関ではないため、病院又は診療所として指定医療機関の指定を受けることはできません。
7	申請が受理された場合、指定日はいつか。	原則、申請書を受理した翌月1日から指定となります。有効期間は指定日から 6年間です。
8	新規で医療機関を開設するが、保険機関等のコードが まだ発行されていない場合どうすればよいか。	コードが未発行でも、申請書にその旨を記載した上で申請していただけます。指定日は申請書を受理した翌月1日からですが、指定通知書の交付は医療機関コードが発行されてから行いますので、コードが決定しましたら当課あてお知らせください。

9	特定医療費の公費の対象と <u>ならない</u> ものについて教えてほしい。	特定医療費の対象となるのは「健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額」(難病法第5条第2項)です。 保険医療の対象とならないものは公費対象とはなりません。 例) ・受給者証に記載された疾病以外の病気に関する治療 ・医療保険が適用されないもの ・介護保険での訪問介護 ・治療用補装具 ・鍼、灸、按摩、マッサージ ・入院時の食事療養費、生活療養費
10		受給者証更新等の手続きの際に、「軽症高額該当」基準及び「高額かつ長期」基準に該当するかどうかについての確認に必要なため、上限額に達した後も医療費 総額欄への記載をお願いします。
	特定医療費(指定難病)とは別の医療費助成も同時に 受けており、窓口での自己負担金額がない場合、上限 管理票への記載は不要か。	「軽症高額該当」基準や、「高額かつ長期」基準に該当するかどうか確認するために必要な場合があるため、本来徴収すべき額を記入してください。